

鴨川市福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市規則第33号

鴨川市福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鴨川市福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年鴨川市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次に定める時間」を「午前9時から午後5時まで」に改め、同条ただし書中「認めた」を「認める」に改め、同条中

「

一般施設 午前9時00分から午後5時00分まで を削る。  
浴室 午前11時00分から午後4時00分まで

」

第3条ただし書中「認めた」を「認める」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

附 則

この規則は、令和8年3月1日から施行する。